

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び
石川県漁業調整規則第14条第2項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
令和4年1月18日

漁業の種類	漁業種類	制限措置						調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格		
小型いか釣り漁業(するめいか) 県外	小型いか釣り漁業(するめいか) 県外	87	5トン以上30トン未満	定めなし	石川県沖合海域とする。	5月1日から12月31日まで	北海道に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	1年未満
		87	"	"	"	"	青森県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"
		7	"	"	"	"	岩手県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"
		1	"	"	"	"	宮城県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"
		4	"	"	"	"	山形県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"
		2	"	"	"	"	新潟県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"
		1	"	"	"	"	富山県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"
		22	"	"	"	"	福井県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"
		3	"	"	"	"	兵庫県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"
		11	"	"	"	"	鳥取県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"
		2	"	"	"	"	島根県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"
		3	"	"	"	"	佐賀県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"
		35	"	"	"	"	長崎県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"
	小型いか釣り漁業(あかいか) 県外	5	10トン未満	定めなし	羽咋郡志賀町福浦港灯台中心点270度の線以南の石川県沖合海域とする。ただし、最大高潮時海岸線から沖合1海里以内の海域を除く。	5月1日から12月31日まで	福井県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	1年未満

許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年1月18日から令和4年3月15日まで（小型いか釣り（するめいか）（県外））

令和4年1月18日から令和4年3月15日まで（小型いか釣り（あかいか）（県外））